

本庄市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業振興施策を総合的に推進し、地域経済の活性化を図り、もって地域の活力及び豊かな地域社会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で営利を目的とする商業、工業、農業等を営むものをいう。
- (2) 商店会 商店街の区域内において小売業、サービス業等を営む者により組織された団体で商店街の活性化等を目的としたものをいう。
- (3) 経済関係団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、商店会、金融機関その他の市内における経済活動の発展に寄与する団体をいう。
- (4) 教育機関 市内の小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育機関及び市と協定を締結している教育機関をいう。
- (5) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、市、事業者、経済関係団体、教育機関及び市民の協働により推進するものとする。

2 市、事業者、経済関係団体、教育機関及び市民は、持続可能な社会の実現に向けて取り組みつつ、産業振興を推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市の産業振興を総合的に推進するため、必要な調査及び研究を行い、効果的に産業振興施策を実施するものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として経営の安定化及び事業の発展に努めるものとする。

2 事業者は、市内産業及び地域社会の発展のため、産業振興施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域社会を構成する一員として、地域の生活環境との調和及び生産物の安全性の確保に十分に配慮して、事業を発展させるよう努めるものとする。

4 事業者は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(経済関係団体の役割)

第6条 経済関係団体は、自ら産業振興に資する事業に取り組むとともに、事業者の事業活動を支援し、産業振興施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、次世代の地域産業を担う人材の育成のため、産業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、産業振興が地域の活性化に寄与することについて理解を深め、産業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(産業振興計画)

第9条 市長は、産業振興施策を実施するため、産業振興に関する計画（以下「産業振興計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、産業振興計画の策定又は評価に当たっては、関係者の意見を聴くことができる。

3 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。